

米国における大学等研究者の転退職時の 知的財産の取扱い調査結果概要

令和 7 年 2 月
内閣府知的財産戦略推進事務局

検討会（第1回）でのご指摘事項への対応

検討会（第1回）でのご指摘事項への対応（概要）

総論

- 研究成果の社会還元・社会実装が大学等の大きな使命であることの再認識

(対応1) 大学等の研究成果の**社会実装や社会還元を基本理念**とすることを「基本的な考え方」に明示

留意事項

- 留意事項の項目の再検討、ツールの提供（社会実装以外の項目（知財リスクを含む）の考慮、複数発明者がいる場合の対応、権利一部譲渡の可能性等）
- 知財リストや研究データ等取扱いの再検討
- 大学と国立研究所の知財取扱いに関する方針の相違への認識

- (対応2) **留意事項の項目の再整理**
- (対応3) **チェックリスト**の作成
- (対応4) 修正版留意事項に合わせた**知財リストの修正等**
- (対応5) **研究データ等の取扱い**の再確認
- (対応6) **国立研究所の実務実態**を反映した知財取扱い表の修正

海外大学

- 海外（特に米国）の研究者転退職時の知財実務の調査。知財の取扱い全般（研究データ等を含む）、転職する研究者に課せられる制約や義務等

- (対応7) **米国大学の知財実務調査**
 - AUTMのIIAテンプレート等の関連資料
 - 米国主要大学のポリシー（知財ポリシーのほか、データポリシー、著作権ポリシー、有形資産ポリシー等）
 - 米国主要大学・Law Firm関係者へのヒアリング

米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

米国大学の知財実務調査結果概要（大学-大学間）

知財の取扱い（大学-大学間）

- 大学の研究者が他の大学に転職したときは、原則として**転職前大学が権利を維持し、転職後大学へ権利譲渡しない**。必要な場合には転職前大学から実施許諾する。
- 転職前大学で生まれた知財と転職後大学で生まれた新たな知財の取扱いや、当該知財を商業化する場合の知財の取扱い（例：ownership、license、royalty、費用負担、知財責任等）については、転職前大学と転職後大学とで**契約（IIA : Inter-Institutional Agreement）を締結する**。
- AUTM（Association of University Technology Managers）が**契約（IIA）のテンプレートを公開**しており、多くの大学がこのテンプレートを活用している。

※米国大学はマーケティングに力を入れており、投資回収できるものは権利維持、そうでないものは権利放棄するのが基本的なスタンスのようである。その結果、米国大学が保有する権利は投資回収できる案件が多くなり、他の大学へ権利譲渡するインセンティブは働きにくいようである。

※研究者が転職後大学への権利譲渡を主張することは少ない。また、大学が権利放棄する意思決定した場合に研究者に権利返還することはあり得るが極めてレアなようである。

- 米国の実務は、原則として、転職前大学が権利維持する（権利譲渡しない）運用となっており、日本の実務とは異なる。
- **契約（IIA）**のテンプレートは、本検討会で検討中の**留意事項の参考**になるほか、転職前大学と転職後大学が知財取扱いに関して締結する**契約の参考にもなる可能性**

米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

米国大学の知財実務調査結果概要（大学-研究者間）

知財の取扱い（大学-研究者間）

雇用時

- **研究者のバックグラウンドチェック（研究インテグリティ）を実施**。知財というより研究者本人のチェック。雇用時のチェック項目は多岐に渡り、国家機密、利益相反、海外研究状況等が含まれる。厳格な大学では、必要に応じてFBI関連機関に調査を依頼する場合もある。
- **大学における知財の取扱いについて、大学から研究者に説明**がなされている。雇用契約書、マニュアル、ハンドブックに転職時の知財取扱いの説明が含まれている大学が多いようである。

転職時

- 研究者による**termination contract**の署名を厳格に要求する大学がある一方、知財に関して**termination contract**を厳格に求めない大学もある。**厳格な大学では、国家機密、利益相反、海外研究、受託研究、データの取扱い等を含め署名**を求めているようである。
- 大学と研究者の間で**exit interview**を行う大学もある（但し、少数派のようである）。
- 転職後大学で新たな知財が生まれた場合、大学間の契約（IIA）に基づいて処理される。

- 米国の**雇用時の運用**における、研究者のバックグラウンドチェックや、大学における知財取扱いを雇用時に研究者に説明する運用は**日本でも参考**になる可能性
- 米国の**転職時の運用**における、**termination contract**や**exit interview**は**経済安保対策になる可能性**

(参考) IIA (Inter-Institutional Agreement) テンプレート

米国の大学間の交渉の出発点となることを目指して開発されたもの
米国の多くの大学が活用している

Events

Careers &
Courses

Surveys &
Tools

About Tech
Transfer

Model IIA Project

Home / Surveys & Tools / Agreements / Model IIA Project

Use the Model IIA Template as Your Starting Point

The AUTM Model Inter-Institutional Agreement (Model IIA) was developed by AUTM members from a broad group of research institutions to create a common starting point for IIA negotiations. We invite all tech transfer offices to consider confirming their willingness to use the Model IIA as a template starting point.

[View Sample Agreements](#)

[View Other Documents](#)

Why use the Model IIA?

- Reflects expertise and consensus from a diverse group of research institutions on best practices for managing jointly owned patent rights.
- Minimizes transaction costs and eliminates repeated legal reviews by providing standard terms within a customizable template, complete with annotation on common issues and options.
- Simplifies administration of jointly owned rights through community-developed standard practices.

IIAテンプレート

- **IIA 交渉の共通の出発点**となるように、AUTMメンバーにより開発
- **IIA交渉の標準条件を提供**し、一般的な問題やオプションに関する注釈を完備。交渉コストを最小限に抑えることが可能
- ベストプラクティスに向けて様々な研究機関の専門知識とコンセンサスを反映
- **AUTMが開発した標準プラクティス**を通じて、研究機関同士の共同所有の権利の管理を簡素化



研究者の転退職時の知財取扱いに特化したものではないが、本検討会における留意事項の項目の参考になる情報も含まれている

(出典) 下記AUTM公式サイトから引用

<https://autm.net/about-tech-transfer/principles-and-guidelines/task-force-on-managing-university-ip>

(参考) IIA (Inter-Institutional Agreement) テンプレート主要項目

一方を主導機関 (Lead Institution)、もう一方を相手機関 (Other Institution) として下記テンプレートに基づき契約案を作成。テンプレートは協議結果に応じて修正されることが前提となっている

分類	小分類	主な記載内容
出願・権利化	特許出願	主導機関が権利化の責任と権限を持ち、決裁権を有する。 主導機関は、相手機関と協力して意思決定を行い、相手機関からの要請を十分に考慮することを条件として、権利化を単独で管理することができる。
	海外出願	主導機関は、海外出願の決裁権を有する。主導機関は、出願期日の合理的な範囲で相手機関と協議する。
実施許諾	許諾権限	主導機関は、IIAの諸条件の遵守を条件として、実施権限の決裁権を有する。 相手機関は、実施許諾契約の草案を契約締結前に提供されるが、期待する金銭的見返り（実施料等）を理由に当該契約の承認を拒否できないことを認める。
	商業化努力 (社会実装)	主導機関は、特許権の 商業化（社会実装）に向けてライセンスを探すための合理的な努力 を払い、主導機関及び相手機関の相互利益かつ公益のために、実施許諾契約を管理する。
財務関連	特許費用	主導機関と相手機関は、 特許費用の費用負担割合 を決定する。
	実施料	主導機関と相手機関は、 実施料の分配割合 を決定する。 主導機関がIIAの対象特許権以外の特許権又は知財権とともに第三者に実施許諾するときは、実施料総収入のうち、IIAの対象特許権の割合を決定するために相手機関と誠実に交渉する。 Inventorshipに疑義が生じ発明者の削除又は追加が発生したときは 、実施料の分配割合の条項を修正するよう誠実に交渉する。
	発明者補償	主導機関と相手機関は、それぞれの機関に所属する発明者に、 それぞれの機関のポリシーに従って発明者補償 を行う。
特許侵害・特許異議申立		主導機関と相手機関は、第三者による特許侵害、又は、特許の有効性に関する請求（特許異議申立等）の可能性を知った場合、速やかに他の当事者に通知する。 両当事者は、状況を協議し、最善の方法を誠実に決定 する。
知財責任		主導機関と相手機関は、特許権の実施が 第三者の知財権を侵害しないことを明示的に保証しない 。また、信用喪失、利益喪失、事業喪失、 あらゆる経済的損害について責任を負わない 。
その他		研究/教育目的で他の研究機関に実施許諾する権利の留保、政府助成金を受けた場合の米国政府への報告義務、輸出管理法を含む法律の遵守義務等。

※本テンプレートは交渉の共通の出発点としての役割を果たすことを意図しており、ケースバイケースでカスタマイズが必要である。また、特許権の共同管理のみが対象で、研究データ・ノウハウ・著作物、その他の知的財産は含まれていないため、それらを含む場合はカスタマイズが必要であることが注釈されている。

(参考) Nine Points to Consider in Licensing University Technology

大学の技術ライセンス取得で考慮すべき9つのポイントをAUTMが整理 推奨される技術移転の実践例を示している

Events

Careers &
Courses

Surveys &
Tools

About Tech
Transfer

Nine Points to Consider in Licensing University Technology

Home / About Tech Transfer / Principles and Guidelines / Nine Points to Consider in Licensing University Technology

Nine Points to Consider in Licensing University Technology

The AUTM Board of Directors endorsed the Nine Points to Consider in Licensing University Technology, and invites your institution to do the same. Crafted by leaders at 12 US institutions, they illustrate suggested technology transfer practices. Contact AUTM to add your institution's name.

Download the Nine Points to Consider

Signatories

2nd Generation Capital Corp

Association of American Medical Colleges

Association of American Universities

Association of Public and Land-grant Universities

Auburn University

Australian National University

AUTM

- ① 大学は、ライセンスされた発明を実施する権利を留保し、他の非営利団体や政府機関が実施することを認めるべき
- ② 独占ライセンスは、技術開発と利用を奨励するような構成されるべき
- ③ “将来の改良”のライセンスを最小限に抑えるよう努める
- ④ 大学は、技術移転に関連する利益相反を予測し、その管理を支援すべき
- ⑤ リサーチツールへの幅広いアクセスを確保する
- ⑥ 強制措置は慎重に検討されるべき
- ⑦ 輸出規制に注意
- ⑧ パテントアグリゲーターと協力することの意味に留意
- ⑨ 開発途上国向けの治療薬、診断薬、農業技術の改善に特に注目し、顧みられない患者集団や地域などに対応する条項を含めることを検討する

- 研究者が転職前大学から転職後大学へ転職する場合の知財取扱いに関する直接的な記載はないが、上記③に関して、転職前大学で生まれた特許（基本特許）と転職後大学で生まれた特許（改良特許）について、例外的にライセンスが必要であることへの言及がある。

(出典) 下記AUTM公式サイトから引用、内閣府知的財産戦略事務局にて一部簡略化・編集して翻訳

<https://autm.net/about-tech-transfer/principles-and-guidelines/nine-points-to-consider-when-licensing-university>

米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

米国大学の知財実務調査結果（データ・ノウハウ・著作物・有形資産）

- 「データ、プロセス、成果物に自由にアクセスできる研究の原則は最も重要な原則の一つ」とする、米国議会での採決（1969年）の考え方を尊重する大学が多いようである。
- 大学の職務上の研究を通じて得られたデータ、ノウハウ、著作物、有形資産については、**大学が保有・管理しつつ、他の研究者へのアクセス権を認める運用が一般的**のようである。
- 全ての項目において、**契約（sponsored research等）、法律（輸出管理や安全保障等）、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先される。**

○ データ

転職前大学がオリジナルのデータを所有・管理し、転職後大学にデータへのアクセス権を与える運用が一般的で、日本と比較して大学側でデータを保護・管理しているようである。一定の条件下でデータの所有権を転職後大学に移転することも可能とする大学もある（スタンフォード大学、ワシントン大学、イェール大学等）。

○ ノウハウ

ノウハウは大学によって運用に差があり、ノウハウを厳格に管理する大学とそうでない大学とがある。契約、法律、その他の規定に従う必要がある場合は、大学が管理し、研究者に遵守させることが多いようである。

○ 著作物

職務上の著作物等は転職前大学に帰属させ、必要な場合には転職後大学にアクセス権を認める運用が一般的のようである。

○ 有形資産

大学支援の研究で生成された有形資産は転職前大学が所有・管理し、転職後大学に使用許可を認める運用が一般的のようである。

(参考) スタンフォード大学におけるデータの取扱い

Research Policy Handbook (RPH) に大学としてのポリシーを詳細に説明 RPH 1.9節でデータポリシーを規定



IP Policy “Intellectual Property”

スタンフォード大学は、研究の過程で作成されたアイテム（データを含む）を、**他の研究者と迅速かつオープンに交換することを推進**している。

RPH1.9節 第1項 “Introduction”

- **スタンフォード大学の支援を受けた研究のデータや有形資産は大学に帰属する。契約がある場合はそれに従う。**PIは本ポリシーに従ってデータの管理責任を負う。

RPH1.9節 第6項 “Transfer in the Event a Researcher Leaves Stanford”

- PIがスタンフォード大学を離れ、プロジェクトが別の機関に移される場合、副学長及び研究学部長の承認と、PIの新しい機関からの次の2点を保証する書面による同意があれば、データの所有権を譲渡することができる。
 - 1) データの保管責任を受け入れること、
 - 2) 必要に応じてスタンフォードがデータにアクセスできること。
- スタンフォード大学の研究に関与した個人が大学を離れる場合、研究データのコピーを持ち出すことができる。但し、オリジナルのデータはPIによってスタンフォード大学に保管されなければならない。

研究者が転退職する場合のデータの取扱いに関する体系的な記載はないが、以下と推測：

- 大学支援の研究を通じて生成されたオリジナルのデータはスタンフォード大学が所有・管理するが、必要な場合は研究者にアクセス権を認める。一定条件下でデータの所有権を転職後大学に移転することも可能。
- 上記以外のデータは研究者が管理する。
- 契約や助成金の条件その他の規定がある場合はそれに従う。

(参考) スタンフォード大学におけるデータの取扱い

「退職者データ管理及びアクセスフォーム」を転退職時に提出

Departing Personnel Data Management and Access Form

The Departing Personnel Data Management and Access Policy specifies the appropriate disposition of Stanford High Risk Data in the possession of any departing member of the Stanford Community.

This form serves as an attestation for departing personnel who will not require continuing access to any Stanford data and as a request form for those who wish to request continuing access.

You should review the Departing Personnel Data Management and Access Policy prior to completing this form. It is important for you to provide as much information as possible to support your request for continuing access to Stanford Data.

Departing personnel are not authorized to access High Risk Data after leaving Stanford without approval from the Data Governance Board.

Questions about the form should be directed to the University Privacy Office at privacy@stanford.edu.

I, _____, certify that, if I had any of the following, I have worked with my manager and my department's IT resources to return or relinquish:

- ORIGINALS of all Stanford Data, as defined by RPH 1.9, and any means to access such Data
- Administrative access to all Stanford Data and systems, including research Data
- Stanford-owned computing devices (laptops, desktops, tablets, phones, and other devices)
- Stanford-owned storage devices (hard drives, flash drives, or other media)
- Notebooks, including lab notebooks, employee charts, and meeting notes
- Database/registry passcodes
- Keys and access cards
- All other Stanford assets

- Yes, I certify to all of the above.
 No, I don't certify.
 I never had access to any of these.

私 _____ は、以下のいずれかを所有していた場合、上司及び部門のIT関係者と協力して返却又は放棄したことを証明します。

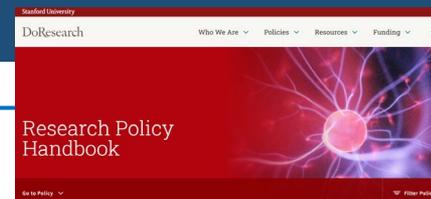
- RPH1.9節で定義されているスタンフォード大学のすべてのデータのオリジナルとそのようなデータにアクセスするためのあらゆる手段
- 研究データを含むスタンフォード大学のすべてのデータとシステムへの管理者アクセス権限
- スタンフォード大学所有のコンピューティングデバイス (ラップトップ、デスクトップ、タブレット、携帯電話、その他のデバイス)
- スタンフォード大学所有のストレージデバイス (ハードドライブ、フラッシュドライブ、その他のメディア)
- 実験ノート、従業員のカルテ、会議メモなどのノートブック
- データベース/レジストリ パスコード
- 鍵とアクセスカード
- その他スタンフォードの資産

(出典) 下記スタンフォード大学公式サイトから引用、内閣府知的財産戦略推進事務局にて一部簡略化・編集して翻訳

<https://redcap.stanford.edu/surveys/index.php?s=NWCCRJ89KE>

(参考) スタンフォード大学における著作物の取扱い

Research Policy Handbook (RPH) に大学としてのポリシーを詳細に説明 RPH 9.2節で著作権ポリシーを規定



RPH9.2節 第2項 “General Policy Statement”

- **職務上の著作物である場合**、特定のプロジェクトの遂行のために大学から直接資金が配分される場合、大学から委託された場合、大学のリソースまたは人員を大幅に使用する場合、契約上の義務を負う場合は、**著作権はスタンフォード大学に帰属する**。

例：大学の資金の特定の割り当てによってサポートされている成果、大学の特定の目的のために大学の指示で作成された成果。これには1人又は特定の数の著作者に帰属できず、複数の教員及び学生による長期にわたる貢献の結果として生じた成果も含まれる（複数の教員及び学生によって長期に渡って開発・改良されたソフトウェアツール等）。但し、複数の個人が開発に貢献しただけでは職務上の著作物を構成しない。

- **上記以外の著作物**については、**スタンフォード大学は著作権を主張しない**。

例：教育的、学術的、芸術的成果（学位論文、論文、記事等）、大学のリソースや大学のサービスを大幅に利用していない、大学の成果ではないノンフィクション、小説、教科書、詩、音楽作品、特許を取得できないソフトウェア、その他の芸術的想像力の成果等。

研究者が転退職する場合の著作物の取扱いについては明示的な記載がないが、以下と推測：

- 職務上の著作物等はスタンフォード大学に帰属するが、必要な場合には研究者にアクセス権を認める。
- 上記以外の著作物については研究者に帰属する。
- 契約や助成金の条件その他の規定がある場合はそれに従う。

(参考) スタンフォード大学における有形資産の取扱い

Research Policy Handbook (RPH) に大学としてのポリシーを詳細に説明 RPH 9.4節で有形資産ポリシーを規定



RPH9.4節 第2項 “Definition of Tangible Research Property (TRP)”

- Tangible Research Property (TRP) には、**生物学的材料、エンジニアリング図面、コンピュータソフトウェア、集積回路チップ、コンピュータデータベース、プロトタイプデバイス、回路図、機器等**が含まれる。

RPH9.4節 第3項 “Ownership of TRP” (所有権)

- TRPは、通常、**スタンフォード大学が所有する。契約や助成金の条件及びその他の規定がある場合はそれに従う。**

例：①政府の助成金で生産された微生物等は、助成金の条件に従い、消耗品としてスタンフォード大学に帰属。
②スポンサーのために大学で製造された機器（NASAとの契約で大学で製造された宇宙衛星機器等）は、通常、スポンサーに帰属。

RPH9.4節 第4項 “Control of TRP” (アクセス権)

- 関係者が**データ、プロセス、成果物に自由にアクセスできる研究の原則**は最も重要な原則の一つである。スタンフォード大学は、他の研究者とTRP及び研究データを迅速・オープンに交換することを促進する。
- 研究目的の場合でも営利目的の場合でも、**契約や助成金の条件及びその他の規定がある場合はそれに従う。**

研究者が転退職する場合の有形資産の取扱いについては明示的な記載がないが、以下と推測：

- 大学支援の研究で生成された有形資産は大学に帰属するが、必要な場合には研究者にアクセス権を認める。
- 上記以外の有形物については研究者に帰属する。
- 契約や助成金の条件その他の規定がある場合はそれに従う。